

# 仕 様 書

## 1. 概 要

- (1) 名 称 大阪府立大学羽曳野キャンパスで使用する電気調達（単価契約）
- (2) 受電場所 大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番30号  
大阪府立大学羽曳野キャンパス
- (3) 業種及び用途 大学

## 2. 仕 様

- (1) 電気方式、供給電圧、周波数、受電方式、受電設備等

### ア 通学路引込柱

- (ア) 電気方式 交流3相3線式
- (イ) 標準電圧 6,000V
- (ウ) 計量電圧 6,000V
- (エ) 標準周波数 60Hz
- (オ) 受電方式 1回線受電
- (カ) 発電設備 非常用自家発電装置
  - ・定格出力 200kW
  - ・定格電圧 220V
  - ・台 数 1台
  - ・用 途 非常用
  - ・系統連系の有無 有（起動時の瞬時連系）

### イ バスロータリー引込柱

- (ア) 電気方式 交流3相3線式
- (イ) 標準電圧 6,000V
- (ウ) 計量電圧 6,000V
- (エ) 標準周波数 60Hz
- (オ) 受電方式 1回線受電

- (2) 契約電力、予定使用電力等

### ア 通学路引込柱

- (ア) 予定使用電力量 1,822,100KWh  
2019年4月1日から2020年3月31日までの使用見込みで月別の  
予定使用電力量は、「別紙1」を参照のこと。
- (イ) 契約電力 850Kw  
契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需用電力量計により  
計量される値が、原則としてこれを超えないものとする。月別予定最大使  
用電力は「別紙1」参照のこと。

### イ バスロータリー引込柱

- (ア) 予定使用電力量 16,400Kwh

2019年4月1日から2020年3月31日までの使用見込みで月別の  
予定使用電力量は、「別紙1」を参照のこと。

(イ) 契約電力 デマンド料金制度

その1月の最大需用電力と前11月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。月別最大予定使用電力量は「別紙1」参照のこと。

(参考：平成30年12月現在 5Kw)

ウ 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱

使用電力量又は最大需用電力が供給電圧と異なる場合の損失修正率は、別途協議の上決定するものとする。

(3) 使用期間

2019年4月1日0時から2020年3月31日24時まで

(4) 需給地点

需要場所構内引込口に大阪府立大学が設置した6KV受電用断路器電源側接続点。

(5) 電気工作物の財産分界点

需要場所構内引込口に大阪府立大学が設置した6KV受電用断路器電源側接続点。

(6) 保安上の責任分界点

需要場所構内引込口に大阪府立大学が設置した6KV受電用断路器電源側接続点。

(7) 料金制度

料金制度は、基本料金と従量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとするが、年間の引取電力量を設定し、又はこれに類する条件を付することは禁ずる。

(8) 力率

ア 受注者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

ウ 力率割引又は力率割増しは、基本料金に以下の計算式により得られた値(以下「力率割引又は割増し値」という。)を乗じることにより行うものとする。なお、まったく電気を使用しない場合、その力率は85%とする。

$$\text{力率割引又は割増し値} = 1.85 - \text{力率}/100$$

エ 契約期間における予定平均力率は100%とする。

(入札時の積算においても力率100%とする。)

(9) 燃料費調整等

ア 各月の燃料費調整単価を次のとおり算出し、燃料費調整単価を計量期間の使用電力量に乗じることにより燃料費調整を行うものとする。なお、平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、燃料費調整は差し引くことになる。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,100円/k) \* (0.156円/kWh / 1,000)

平均燃料価格 =  $A \times 0.0140 + B \times 0.3483 + C \times 0.7227$  (100円未満四捨五入)

A : 各平均燃料価格算定期間における1kl当たりの平均原油価格

B : 各平均燃料価格算定期間における1t当たりの平均LNG価格

C : 各平均燃料価格算定期間における1t当たりの平均石炭価格

※各平均燃料価格 A、B 及び C は需要場所を供給区域とする一般送配電事業者を兼ねる小売電気事業者が公表している値(当該月の五月前から三月前までの期間の燃料ごとの貿易統計実績価格の平均値)を使用すること。

イ 入札価格の算定に当たっては、燃料費調整は考慮しないこと。

#### (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ア 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)によるものとする。

イ 入札価格の算定に当たっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

#### (11) その他

この仕様書に記載のない事項については、協議のうえ定めるものとする。